

令和元年5月29日
市民環境常任委員会資料
産業地域振興部観光振興課

市営茶室の指定管理者の選定方法等について

本年度末で指定期間が終了する市営茶室につきまして、令和2年度からの指定管理者を新たに指定するにあたり、5月23日開催の指定管理者候補者選定委員会からの意見を踏まえて、公募・非公募の選定方法等を検討した結果につきまして、以下のとおり、報告します。

施設名：宇治市市営茶室	
現在の指定管理者：公益社団法人 宇治市観光協会	
公募・非公募	
非公募	理由 市営茶室の予約、受付及び問い合わせ先が観光センターとなっており、観光センターと一対で検討する必要がある。また、公募する際に観光振興も含め、現行レベルのサービス水準を維持向上できるよう、調査・検討・検証をする時間が必要であり、3年を暫定期間として非公募とする。
指定期間 3年（令和2年度～令和4年度）	
利用料金制度	
導入無	理由 現在の施設の稼働率が上限に近い値で推移しており、稼働率を上げることにより得られる指定管理者のインセンティブが働きにくい。そのため、使用料の仕組みについて検証が必要であり、公募・非公募と合わせて検討を行う必要がある。
委員会 意 見	非公募及び利用料金制度を導入しない理由は妥当である。 暫定期間ににおいて公募に向けて前向きに検討されたい。